

J A F スポーツ資格登録規定

※下線部：変更箇所

改正案	現行規定
<p style="text-align: center;">第1章～第2章 【略】</p> <p style="text-align: center;">第3章 競技許可証</p> <p>第1条 【略】</p> <p>第2条 競技許可証の新規申請</p> <p>1. 競技運転者許可証</p> <p>1) 【略】</p> <p>2) 上記1)の要件を満たし、かつ次の(1)～(6)のいずれかの条件を満たしたものは、各項に定める国内競技運転者許可証の新規申請を行うことができる。</p> <p>(1)～(5) 【略】</p> <p>(6) 限定国際ソーラーカー競技運転者許可証、またはカート国内Aライセンスの所持者は、同一年または翌年の競技運転者許可証国内Bの許可証を申請できる。</p> <p>J A Fは申請に基づき、審査のうえ当該申請者に対し、所定の自動車競技運転者許可証の発給を行うこととする。</p> <p>以上のいずれかの条件を満たした者は、<u>申請時に</u>「健康管理事項」を確認の上で必要事項と写真1枚をJ A F <u>に申請</u>するものとする。</p> <p>なお、上記(1)～(3)の条件を満たした者の申請については、申請資格取得後30日以内に申請しなければならない。</p> <p>3)～4) 【略】</p> <p>2. 限定国内競技運転者許可証A</p> <p>1) 【略】</p> <p>2) 限定Aライセンスを取得しようとする者は、<u>申請時に</u>「健康管理事項」を確認の上で下記(1)の証明を取り付けた上、下記(2)から(4)<u>を</u>J A Fに申請すること。</p> <p>(1)～(4) 【略】</p>	<p style="text-align: center;">第1章～第2章 【略】</p> <p style="text-align: center;">第3章 競技許可証</p> <p>第1条 【略】</p> <p>第2条 競技許可証の新規申請</p> <p>1. 競技運転者許可証</p> <p>1) 【略】</p> <p>2) 上記1)の要件を満たし、かつ次の(1)～(6)のいずれかの条件を満たしたものは、各項に定める国内競技運転者許可証の新規申請を行うことができる。</p> <p>(1)～(5) 【略】</p> <p>(6) 限定国際ソーラーカー競技運転者許可証、またはカート国内Aライセンスの所持者は、同一年または翌年の競技運転者許可証国内Bの許可証を申請できる。</p> <p>J A Fは申請に基づき、審査のうえ当該申請者に対し、所定の自動車競技運転者許可証の発給を行うこととする。</p> <p>以上のいずれかの条件を満たした者は、<u>所定の申請書に記載の</u>「健康管理事項」を確認の上で必要事項<u>を漏れなく記入の上</u>写真1枚を<u>添付し、J A Fの各地方本部事務局あてに提出</u>するものとする。</p> <p>なお、上記(1)～(3)の条件を満たした者の申請については、申請資格取得後30日以内に申請しなければならない。</p> <p>3)～4) 【略】</p> <p>2. 限定国内競技運転者許可証A</p> <p>1) 【略】</p> <p>2) 限定Aライセンスを取得しようとする者は、<u>所定の申請書に記載の</u>「健康管理事項」を確認の上で下記(1)の証明を取り付けた上、下記(2)から(4)<u>までの書類を添付して、J A Fの地方本部</u>に申請すること。</p> <p>(1)～(4) 【略】</p>

- 3) ~ 7) 【略】
3. 限定国際ソーラーカー競技運転者許可証
- 1) ~ 3) 【略】
- 4) 国際ソーラーカーライセンスを取得しようとする者は、申請時に「健康管理事項」を確認の上で下記(1)から(2)をJAFに申請すること。
- (1) ~ (2) 【略】
- なお、満16歳以上18歳未満の者が国際ソーラーカーライセンスを取得しようとする場合は、上記(1)から(2)までの書類の他に、国際ソーラーカーライセンス取得に関する親権者の自筆による同意書、および印鑑証明を添付して申請すること。
- 5) ~ 9) 【略】
4. 【略】
- 第3条 競技許可証の上級申請**
- 競技許可証の上級申請は、次の条件を満たした者でなければならない。
- 何らかの障がい者手帳を持つ者は、許可証を取得する適性についてJAFの審査を受け、承認を得なければならない。
- なお、上級申請条件として規定されている「競技会出場実績」とは、そのつど競技長により成績(順位)認定された記録をいう。(リタイア、ミスコース等は実績として認められない。)
- 注)「日本選手権」とは、JAFの全日本選手権または地方選手権をさす。
1. ~ 4. 【略】
5. 年齢が満16歳以上満18歳未満で、上記3. に定める申請条件を満たした者または「CIKFIACART国際ドライバーライセンスEの所持者で、申請前24ヵ月以内にJAF全日本カート選手権競技に10回以上の出場実績がある者」は、ライセンス取得に関する親権者の同意を得た上、参加できる競技が限定された国際C-Cの申請を可能とするが、取扱いは以下の通りとする。
- 1) 【略】
- 2) 競技が限定された国際C-Cを取得しようとする者は、所定の申請に加え、ライセンス取得に関する親権者が自署・捺印した同意書、親権者であることを証する書類(公的な書類)および印鑑証明を提出すること。
- 3) ~ 5) 【略】
6. ~ 7. 【略】

- 3) ~ 7) 【略】
3. 限定国際ソーラーカー競技運転者許可証
- 1) ~ 3) 【略】
- 4) 国際ソーラーカーライセンスを取得しようとする者は、所定の申請書に記載の「健康管理事項」を確認の上で下記(1)から(2)までの書類を添付して、JAFの地方本部に申請すること。
- (1) ~ (2) 【略】
- なお、満16歳以上18歳未満の者が国際ソーラーカーライセンスを取得しようとする場合は、上記(1)から(2)までの書類の他に、国際ソーラーカーライセンス取得に関する親権者の自筆による同意書、および印鑑証明を添付して申請すること。
- 5) ~ 9) 【略】
4. 【略】
- 第3条 競技許可証の上級申請**
- 競技許可証の上級申請は、次の条件を満たした者でなければならない。
- 何らかの障がい者手帳を持つ者は、許可証を取得する適性についてJAFの審査を受け、承認を得なければならない。
- なお、上級申請条件として規定されている「競技会出場実績」とは、そのつど競技長により成績(順位)認定され「競技記録カード」に証印されたものをいう。(リタイア、ミスコース等は実績として認められない。)
- 注)「日本選手権」とは、JAFの全日本選手権または地方選手権をさす。
1. ~ 4. 【略】
5. 年齢が満16歳以上満18歳未満で、上記3. に定める申請条件を満たした者または「CIKFIACART国際ドライバーライセンスEの所持者で、申請前24ヵ月以内にJAF全日本カート選手権競技に10回以上の出場実績がある者」は、ライセンス取得に関する親権者の同意を得た上、参加できる競技が限定された国際C-Cの申請を可能とするが、取扱いは以下の通りとする。
- 1) 【略】
- 2) 競技が限定された国際C-Cを取得しようとする者は、所定の申請書に加え、ライセンス取得に関する親権者が自署・捺印した同意書、親権者であることを証する書類(公的な書類)および印鑑証明を提出すること。
- 3) ~ 5) 【略】
6. ~ 7. 【略】

第4条 国際ドラッグレース許可証

国際モータースポーツ競技規則付則L項第1章9「ドラッグレーシングライセンス」に基づき、下記の通り国際ドラッグレース許可証（以下“DR”と略す）を発給する。

1. ～2. 【略】

3.

1) 【略】

2) DRクラス2からDRクラス1への上級申請：

(1)～(2) 【略】

注) 1. 【略】

2. 競技出場の実績はそのつど競技長によって成績認定された記録によって証明される。

4. ～7. 【略】

第5条～第7条 【略】

第4章 公認審判員許可証

第8条～第9条 【略】

第10条 公認審判員許可証の新規申請

新たに公認審判員許可証を申請する者は、次の条件のいずれかを満たした者で、申請時に必要な事項をJ A F に申請するものとする。

1. B3級への新規申請

1)～4) 【略】

*ただし、2)、3)、4)の資格を満たした者については資格取得後30日以内に必要事項と写真1枚をJ A F に申請しなければならない。

2. B2級への新規申請

1)～2) 【略】

*ただし、2)の資格を満たした者については資格取得後30日以内に必要事項と写真1枚をJ A F に申請しなければならない。

3. A2級への新規申請

1)～2) 【略】

*ただし、2)の資格を満たした者については資格取得後30日以内に必要事項と写真1枚をJ A F に申請しなければならない。

第4条 国際ドラッグレース許可証

国際モータースポーツ競技規則付則L項第1章9「ドラッグレーシングライセンス」に基づき、下記の通り国際ドラッグレース許可証（以下“DR”と略す）を発給する。

1. ～2. 【略】

3.

1) 【略】

2) DRクラス2からDRクラス1への上級申請：

(1)～(2) 【略】

注) 1. 【略】

2. 競技出場の実績はそのつど競技長によって成績認定され、運転者の「競技記録カード」(J A F所定)に証印を得なければならない。

4. ～7. 【略】

第5条～第7条 【略】

第4章 公認審判員許可証

第8条～第9条 【略】

第10条 公認審判員許可証の新規申請

新たに公認審判員許可証を申請する者は、次の条件のいずれかを満たした者で、所定の申請書に必要な事項を漏れなく記入してJ A F 各地方本部事務局あてに提出するものとする。

1. B3級への新規申請

1)～4) 【略】

*ただし、2)、3)、4)の資格を満たした者については資格取得後30日以内に所定の申請書に必要な事項をもれなく記入の上、写真1枚を添付しJ A F の各地方本部事務局宛に提出しなければならない。

2. B2級への新規申請

1)～2) 【略】

*ただし、2)の資格を満たした者については資格取得後30日以内に所定の申請書に必要な事項をもれなく記入の上、写真1枚を添付しJ A F の各地方本部事務局宛に提出しなければならない。

3. A2級への新規申請

1)～2) 【略】

*ただし、2)の資格を満たした者については資格取得後30日以内に所定の申請書に必要な事項をもれなく記入の上、写真1枚を添付しJ A F の

第11条 公認審判員許可証の上級申請

公認審判員許可証の上級申請に対する許可証の交付は、次の条件のいずれかを満たしたのちJAFの審査を経て行われる。

「当該役務の執行」には、補助員として行った役務も含むものとする。

なお、スピード競技のクローズド競技において行ったものは、上級のための役務実績とはみなさない。

*以下それぞれ資格を満たした者については資格取得後30日以内に必要事項をJAFに申請しなければならない。

1. ～7. 【略】

8. 監督または役務の執行を行った証明は、その都度、競技会の事務局長が認定した記録等によって証明される。

※本項の「申請に先立つ24ヵ月以内」とは、JAF認定の講習会を受講し合格した日から遡る最大24ヵ月以内の期間を指す。

第12条 公認審判員許可証の有効期間と年度更新申請

公認審判員許可証の有効期間は、許可証の発行日よりその年度の12月31日までとする。

なお、更新手続きには必要事項をJAFに申請するものとする。

第13条 【略】

第5章 【略】

第6章 本規定の施行

第19条 本規定の施行

本規定は、2025年4月1日より施行する。

以上

各地方本部事務局宛に提出しなければならない。

第11条 公認審判員許可証の上級申請

公認審判員許可証の上級申請に対する許可証の交付は、次の条件のいずれかを満たしたのちJAFの審査を経て行われる。

「当該役務の執行」には、補助員として行った役務も含むものとする。

なお、スピード競技のクローズド競技において行ったものは、上級のための役務実績とはみなさない。

*以下それぞれ資格を満たした者については資格取得後30日以内に所定の申請書に必要事項をもれなく記入の上、JAFの各地方本部事務局宛に提出しなければならない。

1. ～7. 【略】

8. 監督または役務の執行を行った証明は、その都度、競技会の事務局長が審判員の「役務記録カード」(JAF所定)にJAFから交付された競技会事務長印の押印によって証明される。

※本項の「申請に先立つ24ヵ月以内」とは、JAF認定の講習会を受講し合格した日から遡る最大24ヵ月以内の期間を指す。

第12条 公認審判員許可証の有効期間と年度更新申請

公認審判員許可証の有効期間は、許可証の発行日よりその年度の12月31日までとする。

なお、更新手続きには所定の申請書に必要事項を記入しJAF各地方本部事務局あて提出するものとする。

第13条 【略】

第5章 【略】

第6章 本規定の施行

第19条 本規定の施行

本規定は、2024年8月1日より施行する。

以上